

岩田合同法律事務所 ニュースメール
2024年8月号



岩田合同法律事務所
弁護士 [柏木健佑](#)
弁護士 [飯田浩司](#)

金融法務に関する法令の改正や裁判例の動向など、金融法務に関するトピックを取り上げて解説します。今回は、今年4月と5月に施行された一連の銀行法施行令及び銀行法施行規則等の改正について取り上げます。同改正には、銀行等の営業所に関する手続等の見直し、銀行等の付随業務へのクレジットカード会社のカード発行業務（キャッシング機能）の媒介の追加、銀行代理業者等の顧客情報の取扱いや所属銀行が講ずる措置に係る規制の見直し等の内容が含まれます。

本紙では、金融庁等より公表されたパブリックコメントの結果等を踏まえて、改正の概要及びポイントを解説いたします。

1 本件改正の概要

- 「銀行法施行令等の一部を改正する政令」及び「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」等

【政令①¹、規則①²、規則②³等】

- ① 銀行等の営業所に関する手続等の見直し 【銀行法施行規則等の改正】
- ② 銀行等の付随業務にクレジットカード会社のカード発行業務（キャッシング機能）の媒介を追加 【銀行法施行規則等の改正】
- ③ 外国で一般事業を併せ営む金融関連業務会社の業務範囲の緩和 【銀行法施行規則等の改正・保険業法施行規則の改正】
- ④ 銀行代理業者等の顧客情報の取扱いや所属銀行が講ずる措置に係る規制の見直し 【銀行法施行規則の改正・主要行等向けの総合的な監督指針等の改正】
- ⑤ 銀行等の付随業務として、銀行子会社及び兄弟会社が行う他の事業者に対する研修業務、コンサル業務、調査業務等の代理・媒介業務を明確化 【主要行等向けの総合的な監督指針等の改正・保険会社向けの総合的な監督指針の改正】

2 「銀行法施行令等の一部を改正する政令」及び「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」等について【政令①、規則①、規則②】

(1) 銀行等の営業所に関する手続等の見直し

ア 本件改正の内容

銀行法施行令等の一部を改正する政令		
規定 (銀行法施行令)	改正前	改正後
第5条第2項第2号、第3号	営業所において新たに休日を設ける場合、 金融庁長官の承認	営業所において新たに休日を設ける場合、 金融庁長官に対する届出⁴ ※本店その他の内閣府令（規則第15条

1 【政令①】「銀行法施行令等の一部を改正する政令（案）」（令和5年10月31日）→「銀行法施行令等の一部を改正する政令（案）」に関するパブリックコメントの結果等について（令和6年2月9日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/qinkou/20240209/20240209.html>

2 【規則①】「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等（令和5年6月30日）→「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に関するパブリックコメントの結果等について（令和6年5月17日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/qinkou/20240517/20240517.html>

3 【規則②】「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」（令和5年12月15日）→「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に関するパブリックコメントの結果等について（令和6年3月28日（同年5月17日更新））

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/qinkou/20240328/20240328.html>

⁴ 特定銀行代理業者の休日についても、改正後施行令第5条第2項第2号、第3号の見合いの規定に改正されています（施行令第16条の7第2項第2号）。

		第1項)で定める営業所については、引き続き金融庁長官の承認を要する。
--	--	------------------------------------

銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令		
規定 (銀行法施行規則)	改正前	改正後
第9条第1項第3号	・銀行の休日以外の日において、法定の営業時間の全部において業務を営む営業所の設置について 事前届出	・銀行の休日以外の日において、法定の営業時間の全部において業務を営む営業所の設置について 事後届出 (規則第35条第1項第4号の2)
第9条第1項第4号	・出張所の種類の変更(支店への変更)について 事前届出	・出張所の種類の変更(支店への変更)について 事後届出 (規則第35条第1項第4号の3)
第15条第1項	・改正後の文言について規定なし	上記銀行法施行令改正後も、引き続き同施行令第5条第2項第2号に基づき休日を決めるに当たり金融庁長官の承認を必要とする営業所の範囲について以下のとおり規定 ⁵ <ul style="list-style-type: none"> ・本店 ・災害その他の事象が発生した場合における銀行の危機管理に関する事務その他の銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する営業所(前号に掲げるものを除く。) ※主要行等向けの総合的な監督指針(以下「監督指針」といいます。)(様式・参考資料編)も改正

⁵ 金融庁は、「「災害その他の事象が発生した場合における銀行の危機管理に関する事務その他の銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務」について、「例えば、地震・台風等の異常な自然現象やこれに比すべき外部事象(戦乱や感染症のまん延等)が発生した際などに、銀行が金融インフラとしての機能を維持するため、当該銀行の各営業所が行うべき業務や事務を指揮・命令・管理する営業所や、内部規則等により本店に代わってその役割を担うことが明確に決められている営業所などが考えられますが、いずれにしても、災害等の有事に備えて各銀行が策定している業務継続計画や危機管理方針等を前提に、同項第2号に規定する営業所に該当するか否かを銀行自ら判断する必要がある」との見解を示しています(3月28日付パブコメ No.2 回答)。

<p>第 15 条第 2 項</p>	<p>休日の承認申請の添付書類を以下のとおり規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 理由書 二 令第五条第三項の規定による掲示の方法を記載した書面 	<p>「理由書」の必要的記載事項として以下を明記。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。 ロ 当該承認の申請又は届出に係る営業所の顧客の利便を著しく損なわないこと。 <p>「三 その他参考となるべき事項を記載した書面」⁶も添付書類として追記⁷</p>
<p>第 35 条第 1 項第 3 号の 7、第 3 号の 8</p>	<p>第 9 条第 1 項第 1 号に定める営業所(休日又は法定の営業時間以外の時間においてのみその業務を営む営業所)について、当該営業所以外の営業所に変更しようとする場合、原則事前届出</p>	<p>規則第 9 条第 1 項第 1 号に定める営業所(休日又は法定の営業時間以外の時間においてのみその業務を営む営業所)について、当該営業所以外の営業所に変更しようとする場合で、「出張所以外の営業所」の場合は、原則事前届出。出張所の場合は原則事後届出⁸</p>
<p>旧第 35 条第 1 項第 6 号</p>	<p>法第 10 条第 2 項に規定する業務(金融庁長官が別に定めるものを除く。)の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をした場合</p>	<p>削除</p> <p>「付随業務」のみを営む銀行の施設又は設備の設置等についての届出義務全般を廃止するもの⁹。</p>

⁶ 金融庁は「その他参考となるべき事項を記載した書面」については、例えば、休日としようとする営業所の繁閑状況(来店者数等)を示した資料や当該営業所の近隣にある営業所の設置状況など、同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項についての記載を補足する資料が考えられます」との見解を示しています(3 月 28 日付パブコメ No.9 回答)

⁷ なお、特定銀行代理業者の休日の申請についても、改正後施行規則第 15 条第 1 項、第 2 項の見合いの規定に改正されています(施行規則 34 条の 54 の 2)。

⁸ これらの規定は、規則第 9 条第 1 項第 1 号に定める営業所(届出不要)を設置後に、営業時間等の形態を変更する場合について、当初から形態変更後の営業所を設置等する場合の届出義務と同等の義務を課すものといえます。

⁹ 新規規則第 35 条第 1 項第 6 号は存置され、「外国における」付随業務のみを営む施設又は設備の設置等の事前届出義務は残ります。

第 35 条第 1 項第 7 号、7 号の 2	銀行の営業所の営業時間の変更に ついては、原則、事前届出が必要だ った（改正前規則第 35 条第 1 項第 7 号）。	「出張所以外の営業所」については、事前 届出を維持しつつ（規則第 35 条第 1 項第 7 号） ・「出張所」については、事後届出で足り るとするように改めた（規則第 35 条第 1 項第 7 号の 2) ¹⁰
-------------------------	--	---

イ ポイント

営業所の休日決定・追加の際の届出・支店や営業所の新設・統廃合業務・変更を行う際、届出の時期について留意して対応する必要があります。

¹⁰ 「第三号の七に該当する場合」「第三号の八に該当する場合」（規則第 35 条第 1 項第 7 号、第 7 号の 2）が適用除外されているのは、「第三号の七に該当する場合」「第三号の八に該当する場合」は、規則第 9 条第 1 項第 1 号の営業所をそれ以外の営業所に変更しようとする場合は、営業時間の変更が含まれるため、いずれかの届出のみで足りるとする整理と思われます。

(2) 銀行等の付随業務にクレジットカード会社のカード発行業務（キャッシング機能）の媒介を追加

ア 本件改正の内容

本件改正により、規則第 13 条（業務の代理又は媒介）第 4 号の 2 としてクレジットカード会社のカード発行業務（キャッシング機能）の媒介が追加されました。

イ ポイント

従前、金融庁は、クレジットカード会社によるクレジットカード販売の銀行による媒介については、規則第 13 条（業務の代理又は媒介）に規定する銀行の業務範囲に含まれず、媒介に至らない単なる紹介や申込書の取次ぎを行うことについては、その他の付随業務として銀行の業務範囲に含まれる¹¹、と整理（以下「平成 18 年パブコメによる整理」といいます。）していました。

本件改正により、クレジットカード会社のカード発行業務（キャッシング機能）の「媒介」をすることが可能となりました。ただし、本件改正後も、「代理」¹²までは認められていないことに留意しなければなりません。

金融庁は、「キャッシング機能のないクレジットカード発行業務の媒介について、主要行等向けの総合的な監督指針等（以下、監督指針）に記載の 4 要素に基づいて、個別の事案ごとに具体的に判断される」旨の見解を示しており¹³、かかる見解を前提にクレジットカード会社の発行業務の媒介の適法性について検討する必要があります。

金融庁は、本件改正におけるパブリックコメントの結果において「今回の改正は、ご提示いただいたパブリックコメントの結果で示した考え方[岩田合同注：平成 18 年 5 月 17 日パブリックコメントの結果に記載の「媒介に至らない単なる紹介や書面の取次ぎを行うことは、その他の付随業務として銀行の業務範囲に含まれると考えられます」との考え方]を変更するものではありません」との見解を示しており¹⁴、この見解については、複数の解釈の余地があると思われま

なお、金融庁は、銀行が「貸金業法第 2 条第 1 項第 2 号「貸付を業として行うにつき他の法律

¹¹ 「銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（案）、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）に対するパブリックコメントの結果について」（平成 18 年 5 月 17 日）・銀行法第 10 条第 2 項第 8 号（業務の範囲）関係回答（7 頁）参照。

¹² 「代理」とは、契約当事者より契約締結権の代理権の付与を受けて契約の締結に尽力すること（例：本人のために代理人として契約書の名義人となる（株式会社みずほ銀行代理人みずほ信託銀行株式会社）と表記する）場合などをいい、「媒介」とは、契約締結権の代理権の付与を受けずに契約締結に尽力することを（例：契約書の名義人とはならないものの、契約申込書の内容を説明したり、当該契約の申込みの勧誘を行ったりする場合など）いいます。

¹³ 5 月 17 日付パブコメ No.7 回答。

¹⁴ 5 月 17 日付パブコメ No.7,8 回答参照。

に特別の規定のある者」に該当することから、改正規則第 13 条第 4 号の 2 に掲げる業務を行う場合であっても、貸金業法第 2 条第 1 項に規定する「貸金業」には該当しないとの見解を示しており¹⁵、かかる見解により、銀行がクレジットカード会社の発行業務（キャッシング機能）の「媒介」を行う場合、別途貸金業法第 3 条第 1 項に定める登録を受ける必要はないと整理されるものと思われます。

今後、クレジットカード会社との共同事業を検討する場合、以上の点に留意する必要があります。

(3) 外国で一般事業を併せ営む金融関連業務会社の業務範囲の緩和

ア 本件改正の内容

本件改正により、規則第 17 条の 4 の 4（外国特定金融関連業務会社の業務）に規則第 17 条の 3 第 2 項第 9 号（前払式支払手段の発行・販売業務）が追加されました。

なお、金融庁は、本件改正の趣旨について「銀行が「外国特定金融関連業務会社」を子会社等とすることは、国際競争力強化の観点から認められているところ、海外のデジタル決済事業者を子会社等とすることで、邦銀の国際競争力強化に繋がると考えられることから、同号の業務を追加することとし」たとしています¹⁶。

イ ポイント

本件改正により、外国の会社に対する子会社業務範囲規制からの適用除外（子会社となった日から原則 10 年猶予）に係る概念である「外国特定金融関連業務会社」である、資金決済法に定める自家型前払式支払手段若しくは第三者型前払式支払手段の発行・販売業務（附帯業務を含む。）を主として営む外国の会社を銀行が子会社化することが可能となります（銀行法第 16 条の 2 第 6 項第 2 号。同項第 1 号により、当該外国特定金融関連業務会社を子会社とすることにより子会社となる外国の会社についても適用除外が及びます。）。

もっとも、日本の資金決済法に規定される前払式支払手段という決済手段は、諸外国のプリペイド等の決済サービスと異なる点が多いことから、外国特定金融関連業務会社と構成できるか、すなわち、当該外国の会社が営むプリペイド等の決済サービスが日本法上の「前払式決済手段」と構成できるかについては慎重に検討する必要があります。この点、金融庁はパブリックコメントにおいて業務範囲規制の遵守を徹底するように要請しています¹⁷。

¹⁵ 5月17日付パブコメ No.10,11 回答。

¹⁶ 5月17日付パブコメ No.13 回答。

¹⁷ 「一般論として、銀行グループの業務範囲規制については、銀行の他業禁止の趣旨を銀行グループ全体に及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取扱いとすることが求められます（主要行等向けの総合的な監督指針 V-3-1）。銀行グループの業務範囲規制を潜脱する場合には、必要に応じて監督上の対応を行うこととなります」（5月17日付パブコメ No.14 回答）。

(4) 銀行代理業者等の顧客情報の取扱いや所属銀行が講ずる措置に係る規制の見直し

ア 本件改正の内容

本件改正前においては、銀行代理業者（銀行法第2条第15項）及び電子決済等取扱業者（同条第18項）が銀行又は銀行持株会社の子会社であるか否かにかかわらず、銀行、銀行代理業者又は電子決済等取扱業者には一律、規則に基づき自らに課される以下①から③の措置をとることが義務付けられていたところ、本件改正では、銀行代理業者及び電子決済等取扱業者が銀行又は銀行持株会社の子会社である場合（以下の②にあっては、当該銀行代理店が所属銀行の属する銀行持株会社グループに属する「銀行」である場合）には、以下①から③の措置をとる義務の適用除外となり（規則第34条の48第1項）、監督指針に基づき銀行持株会社の経営管理（銀行法第52条の21第1項）の一環として適切な業務運営が確保することで足りることとなります（監督指針Ⅷ-5-2-2(4)）。

- ① 銀行代理業者による銀行代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報が事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務に利用されないことを確保するための措置（規則第34条の48第1項）
- ② 所属銀行による銀行代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置（規則第34条の63第1項第2号）
- ③ 電子決済等取扱業者による電子決済等取扱業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報が事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務に利用されないことを確保するための措置（規則第34条の63の19第1項）

イ ポイント

規則第34条の63第1項第2号に基づく、所属銀行が措置を行うことの適用除外は「所属銀行の属する銀行持株会社グループに属する銀行である銀行代理業者に限られますので、例えば、グループ内であっても、「銀行」ではない銀行代理業者」については、引き続き、所属銀行が法令上、指導等の措置を講じるべき義務を負うこととなります。

(5) 銀行等の付随業務として、銀行子会社及び兄弟会社が行う他の事業者に対する研修業務、コンサル業務、調査業務等の代理・媒介業務を明確化

ア 本件改正の内容

本件改正では、監督指針Ⅴ-3-2-2(1)として、以下の業務の代理・媒介業務が「その他の付随業務」に該当することが明記されました。

- ① 銀行の子会社又は銀行持株会社の子会社が行う他の事業者の役職員に対する教育・研修業務、経営相談業務、金融等に関する調査・研究業務
- ② 銀行の子会社又は銀行持株会社の子会社が個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務

イ ポイント

本件改正により、これまで①及び②の業務につき、銀行が代理及び媒介に至らない程度の取次又は紹介を行ってきたものがあれば、当該①及び②の業務について、その具体的な内容を、顧客に示したうえ、勧誘するなどの代理・媒介業務が可能となり、より積極的に前記サービスに関心のある顧客を銀行の子会社・銀行持株会社の子会社に誘導・送客することが可能となります（なお、勧誘等、銀行の働きかけがより強くなる場合には、説明責任等もより強まる可能性がある点に留意する必要があります。）。

なお、金融庁は、銀行の子会社又は銀行持株会社には該当しない銀行グループの「子法人等」や「関連法人等」が前記①及び②の代理・媒介業務も、監督指針V-3-2-2(4)に記載されているその他付随業務の4要件を満たせば個別に認められ得るとの見解を示しています¹⁸。

(6) 施行日

銀行法施行令等の一部を改正する政令（案）に係る改正銀行法施行令及び銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）等に係る改正銀行法施行規則等のうち営業所の休日等に関する規定については、令和6年4月1日に、これら以外の規定については同年5月18日から施行されています。

¹⁸ 5月17日付パブコメ No.24 回答参照。

【執筆者】



柏木 健佑（弁護士）

kkashiwagi@iwatagodo.com

東京大学法学部卒業、2007年弁護士登録。金融機関に対して、窓口対応から規制対応まで幅広くアドバイスを提供するほか、ファイナンス取引、不動産開発、訴訟・紛争解決、ジェネラルコーポレート等の法分野を取り扱う。



飯田 浩司（弁護士）

hiroshi.iida@iwatagodo.com

東京大学法科大学院修了、2010年弁護士登録。金融規制法務、金融取引法務、金融関係訴訟等を取り扱う。2014年から2016年まで金融庁総務企画局企画課保険企画室勤務。

岩田合同法律事務所

1902年（明治35年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約100名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント等も所属し、特別顧問として、元金融庁長官中島淳一氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階

岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースメールは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があります、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。